

## 石川県被災地の子どもの居場所づくり活動促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の被災地(以下、「被災地」という。)における子どもの居場所づくり活動を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、石川県補助金等交付規則(昭和34年石川県規則第29号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の意義)

- 第2条 この要綱における「子どもの居場所づくり活動」とは、被災地(主に七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)において行うもので、次に掲げるいずれかをいう。
- (1) 無料または低額での食事提供を含む子どもの居場所づくり活動
  - (2) 学習の支援を含む子どもの居場所づくり活動
  - (3) 適切な遊びや体験活動の提供を含む子どもの居場所づくり活動
  - (4) その他上記に類する活動として、知事が適当と認める活動

### (補助事業者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は県内に拠点を持ち、被災地で子どもの居場所づくり活動を行うNPO法人、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人及び任意団体(以下、「NPO法人等」という。)とする。

### (補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 県内外の他のNPO法人等と連携し、子どもの居場所づくり活動を実施すること
  - (2) 被災地に居住する子どもを主たる対象とすること
  - (3) 年4回以上の継続した活動を実施すること
  - (4) 補助対象事業を実施する場所の市町と連携すること
  - (5) 「被災地の子どもの居場所づくり支援ネットワーク会議」で事業内容を共有すること
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としないものとする。
- (1) 営利を目的としたもの
  - (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
  - (3) 宗教活動、政治活動を目的としたもの
  - (4) 他の公的機関からの委託事業
  - (5) その他公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの

### (補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は、別表1に定める経費とする。
- 2 補助金の額は、別表2に定める補助限度額と、別表1に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の交付申請書に關係書類を添えて、別に指示する期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)である場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。))に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることがある。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に報告するものとする。

(変更承認申請)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容について変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、様式第2号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

3 軽微な変更とは、次のとおりとする。

(1) 事業内容を変更する場合

① 当初予定していた事業を行うにあたり、不可欠な変更であると考えられるとき。

② 目的及び事業効果に変更をもたらさない事業計画の細部の変更であるとき。

(2) 補助事業等に要する経費の配分を変更する場合

事業費総額に対する2割以内の減額。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(指示及び検査)

第 13 条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかに様式第3号の状況報告書を知事に提出しなければならない。

(事業実績の報告)

第 15 条 補助事業者は、様式第4号の実績報告書に関係書類を添えて、当該補助事業完了後1か月以内、又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内、又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日)までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者(課税事業者に限る)は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 16 条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 10 条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(補助金の支払)

第 18 条 補助金は、第 16 条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第6号の請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 19 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条第1項後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第 10 条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(3) 第 13 条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第 20 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和 8年 4月1日から施行する。

(別表1)補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費のうち知事が認めるもの(他の補助金・助成金等の対象となっている経費は除く)

(補助対象外経費の例)

補助事業者の恒常的な運営に係る経費、補助事業者の恒常的職員に係る経費、団体の会議等で提供した食事等に係る経費(研修会や打合せ等における講師等の飲料等を除く)

(別表2)補助率及び補助限度額

補助率	補助限度額
10/10	50万円